

新	旧	備考
<p>支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 01 - 制度 - 00056</p> <p><u>沿革 令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>保険契約者は、技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の出来高のうち、その対価が技術提供契約の当事者間で確認されていない部分に要した費用及び技術等の提供のうち、未だ出来高が実現していない部分に要した費用（以下「支出費用」という。）を回収することができないことにより受ける損失のてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、株式会社日本貿易保険は、保険を引き受ける場合にあっては、技術等の提供に関連して発生する問題又は技術提供契約の解釈等について紛争が生じた場合には、第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項が当該契約に定められていることを条件とし、保険証券に次の特約を付すものとする。</p>	<p>支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 01 - 制度 - 00056</p> <p>保険契約者は、技術提供契約に基づく技術の提供又はこれに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の出来高のうち、その対価が技術提供契約の当事者間で確認されていない部分に要した費用及び技術等の提供のうち、未だ出来高が実現していない部分に要した費用（以下「支出費用」という。）を回収することができないことにより受ける損失のてん補を希望する場合は、貿易一般保険の申込みの際にその旨を申し込むものとし、株式会社日本貿易保険は、保険を引き受ける場合にあっては、技術等の提供に関連して発生する問題又は技術提供契約の解釈等について紛争が生じた場合には、第三者の仲裁裁定により最終的に解決を図ることを約定した条項が当該契約に定められていることを条件とし、保険証券に次の特約を付すものとする。</p>	
<p>(準用)</p> <p><b>第4条</b> 前条までに定めるもののほか、この特約については、約款第3条第4号のてん補危険に係る規定を準用する。この場合において、約款第3条第4号中「当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において」とあるのは、「当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されていない場合において」と、約款第5条第2項中「決済期限」とあるのは、「将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが確実となったとき」と、第2条第13号イ、第14条、第17条、第26条第2項第2</p>	<p>(準用)</p> <p><b>第4条</b> 前条までに定めるもののほか、この特約については、約款第3条第4号のてん補危険に係る規定を準用する。この場合において、約款第3条第4号中「当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において」とあるのは、「当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されていない場合において」と、約款第5条第2項中「決済期限」とあるのは、「将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが確実となったとき」と、第2条第13号イ、第14条、第17条、第26条第2項第2</p>	

<p>号、及び第40条第2項第3号中「決済期限」とあるのは、「約款第4条第1号から第9号、第12号から第14号のいずれかに該当する事由の発生により、将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが事実となったとき」と読み替える。</p>	<p>号、及び第40条第2項第3号中「決済期限」とあるのは、「約款第4条第1号から第9号、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由の発生により、将来にわたって技術等の提供を継続することができないことが事実となったとき」と読み替える。</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		